

二ツ池セレクトナ自然体験・環境活動拠点整備事業（設計・施工業務）委託 公募型プロポーザル方式実施要領

二ツ池セレクトナの展示を中心とした改修（設計・施工業務）委託にかかる受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 業務の目的

本業務は、老朽化が進む本市の自然体験学習施設「二ツ池セレクトナ」（以下「セレクトナ」という。）を、デジタル展示を軸とした体験型の学びの場として再構築し、ゼロカーボンの推進拠点として地域づくりに貢献するとともに、市民や環境団体の活動の場としても機能させることを目的とした改修事業です。令和7年度に設計、令和7年度から令和8年度にかけて施工を予定しており、改修にあたってはデザイン性・安全性・利用者ニーズに配慮した空間整備を行います。

2 契約業務の概要

(1) 設計業務

(2) 製作・設置施工業務

「二ツ池セレクトナ自然体験・環境活動拠点整備事業（設計・施工業務）委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年10月30日（金）まで

(4) 発注方式

設計・施工一括発注方式（DB方式）

3 見積限度額

(1) 見積金額の上限は、次の表のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む）。

令和7年度分	金 10,000,000円
令和8年度分	金111,660,000円
合計	金121,660,000円

なお、委託料の支払い方法は、各年度原則として精算払いとする。

(2) 年度ごとに見積限度額の範囲内で提案額を提示すること。なお、提案額の消費税及び地方消費税の税率を10%で積算するものとする。

(3) 提案の内容に関わらず、(1)の見積限度額を超える提案は受け付けない。

4 公募型プロポーザル方式の採用理由とその効果

本業務の受託者の選定に公募型プロポーザル方式を採用することにより、企画提案、業務実施体制、実績、施工に関する費用の観点から総合的な審査を通じ、最も適切な事業者を選定することができる。

5 プロポーザルの参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、別添の本委託仕様書に掲げる業務を実施することを予定する単体企業とする。ただし、設計監理業者及び施工業者を下請負業者とすることができる。

イ 設計監理業者又は施工業者を下請負とする場合は、参加表明において示す付属書

類（以下これらを「参加表明書等」という。）の提出時において第一次の下請負業者の名称及び担当する業務等を明らさなければならない。

ウ 参加表明後は、第一次の下請負業者の変更及び追加並びに担当する業務の変更は、原則として認めない。ただし、企画提案書の提出期限までの間に市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

ア 大府市指名資格審査要綱に基づき、令和6年度及び令和7年度の大府市入札参加資格審査の認定を受けている者であること。

イ 参加表明書及び企画提案書の提出日に大府市不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止又は指名見合わせの措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

ク 大府市税を滞納していない者であること。

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

コ インタラクティブ展示又はVR・AR技術を活用した展示の導入実績を有する者であること。

サ 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。ただし、設計監理業者を下請負とする場合は、第一次の下請負業者が当該登録を受けている者であること。

シ 過去10年間（平成27年度～令和6年度）に国又は地方公共団体が発注した博物館又は美術館における展示面積300㎡以上の展示設計業務を元請けとして受注し、履行した実績を有する者であること。ただし、設計監理業者を下請負とする場合は、第一次の下請負業者が当該実績を有する者であること。

6 選定日程

本プロポーザルの選定日程は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年7月16日（水）	プロポーザル実施公告・実施要領等の配布

同 日	提出書類に関する質問書の受付開始
令和7年7月23日（水）	提出書類に関する質問書の受付期限
令和7年7月30日（水）	提出書類に関する質問書に対する回答
令和7年8月6日（水）	参加表明書等（※1）の提出期限
令和7年8月26日（火）	企画提案書等（※2）の提出期限
令和7年9月5日（金）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施 プロポーザル審査委員会での審査・受託者の選定
令和7年9月中旬	大府市指名資格審査委員会での受託者の決定
令和7年9月下旬	審査結果の通知
令和7年9月下旬	契約締結

※1「参加表明書等」とは、「7(2) 参加表明書等の提出」に示すものをいう。

※2「企画提案書等」とは、「7(3) 企画提案書等の提出」に示すものをいう。

7 応募手続き

(1) 提出書類に関する質問の受付

提出書類に関する質問の受付を次のとおり実施する。

なお、事務局が必要と認めた場合は、質問内容について直接ヒアリングを行うことがある。

●提出要領

質問書【任意様式】をPDF形式で電子メールにより提出すること。

なお、提出した際は、電話による受信確認を行うこと。

●回答の方法

令和7年7月30日（水）17時までに、電子メールで質問者に回答するとともに、原則、大府市公式ウェブサイトに掲載する。

ただし、手続きに関する軽微な質問等については、質問者のみに回答する。また、質疑が無かった場合は、市公式ウェブサイトに掲載しない。

(2) 参加表明書等の提出

参加申込者は、次の要領に従って参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書等の提出から審査結果を通知するまでの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

●提出要領

提出書類を電子メールにより提出すること。

なお、提出する際は、提出書類をPDF形式にワンファイル化のうえで送信し、電話による受信確認を行うこと。

●提出書類

ア 参加表明書【様式1】

イ 会社概要書【様式2】

ウ 業務実績書【様式3】

エ 第一次の下請負業者一覧【様式4】（設計監理業者又は施工業者を下請負とする場合のみ提出）

●留意事項

- ・参加表明書等の作成、提出等に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- ・提出された参加表明書等は返却しない。
- ・提出期限を過ぎた参加表明書等は受け付けない。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

- ・必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 企画提案書等の提出

参加表明者は、次の要領に従って企画提案書等を提出すること。

●提出要領

提出書類を電子メールにより提出すること。

なお、提出する際は、提出書類をPDF形式にワンファイル化のうえで送信し、電話による受信確認を行うこと。

●提出書類

ア 企画提案書【表紙：様式5、本文：任意様式】

＜提案項目＞

(ア) 業務の受託実績

本業務と同趣旨の業務に関する国又は地方公共団体での履行実績（団体名、実施年度、契約金額、委託概要）を記載すること。

(イ) 業務の実施工程

展示改修作業の実施工程を、本業務の全体スケジュールと各業務の実施工程を記載すること。

(ウ) 展示改修案

本業務の目的を踏まえ、セレクトナの改修案を記載すること。

改修案には、新レイアウト図、展示予定品のサイズ、写真等の概要を記載すること。

なお、改修案は、1者につき1案に限る。

(エ) その他提案事項

本業務による成果をより一層高めるために、独自の提案があれば記載すること。

イ 業務責任者調書【様式6】

ウ 業務従事者配置調書【様式7】

エ 参考見積書【任意様式】

(ア) 提案した内容を実現するために必要なすべての費用を積算した上で、記載すること。

見積金額の上限は、金121,660,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

また、参考見積書に記載した金額について可能な限り詳細な内訳を記載した経費内訳書【任意様式】を作成し、併せて提出すること。

(イ) 参考見積書は、提案内容を審査する際の参考とするものであり、受託候補者として選定された者は、提案内容をベースに本市と協議を行い、最終仕様を調整した後に、改めて見積書を提出することとしている。

そのため、契約金額は、参考見積書に記載した金額から変更されることが前提であることに留意すること。

オ 過去10年間（平成27年度～令和6年度）に国又は地方公共団体が発注した博物館又は美術館における展示面積300㎡以上の展示設計業務及び展示製作業務（展示工事も可）を元請けとして受注し、履行した実績を有することが確認できる書類【任意様式】

※設計監理業者を下請負とする場合は、第一次の下請負業者の当該実績が確認できる書類とする。

カ プレゼンテーションで使用する映像資料等

液晶ディスプレイに表示する電子データの容量が大きく電子メールで提出できない場合は、光学メディア（1枚）又はUSBメモリ（1個）いずれかの方法で提出すること。また提出する電子データは、パワーポイント、エクセル、ワード又はPDFのいずれかの形式に限る。

- キ 健康経営優良法人認定（当該年度）の取得を証明する書類（写）
- ク 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）の取得を証明する書類（写）
- ケ 長野県王滝村、木曾町との「水源の森林の保全・育成に関する連携協定」に関する取り組みを確認できる書類【任意様式】

●留意事項

- ・企画提案書はA3規格横使いとし3ページ以内で作成すること。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。
- ・提案項目ア(ア)から(ウ)について、もれなく記載すること。(エ)は任意項目)
- ・キ、ク、ケについては、取得している場合のみ提出すること。
- ・使用する言語は日本語とし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。ただし、図表や注釈においてはその限りではない。
- ・使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、使用する通貨単位は円、使用する時刻は日本標準時とする。
- ・提出された企画提案書等の修正は認めない。
- ・企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。
- ・次のいずれかに該当する場合は、当該参加表明者を失格とする。
 - a 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
 - b 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - c その他、著しく信義に反する行為等があった場合

(4) プロポーザルの辞退

参加表明者は企画提案書等の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。

辞退届の提出要領は次のとおりとする。

●提出期限

令和7年8月26日（火）17時まで

●提出要領

辞退届【様式8】を持参により提出すること。

●留意事項

- ・辞退届の作成、提出等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- ・辞退の撤回はできない。

8 企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者にプレゼンテーションを求めるとともにプロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。なお、応募者多数の場合は書類審査のみで第1次審査を行い、上位団体を対象にプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

(1) 実施時期

令和7年9月5日（金）午前

※ 日時等の詳細は、企画提案書等の提出期限後に別途通知する。一次審査を行った場合は二次審査対象者のみに通知する。

(2) 実施要領

ア プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とする。また、液晶ディスプレイ（50インチ）及びノートパソコンは市が用意するが、その他提案に必要な資機材は、提案者が用意すること。

イ 時間は、30分以内とし、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリング（質問及び回答時間）を10分以内の予定とする。なお、準備時間は、発表前に別に10分程度設ける。

ウ 参加者は3名以内とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは原則、非公開とする。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、参加申込者の負担とする。

9 受託候補者の選定方法

(1) 企画提案内容を次に記載する6つの審査項目で評価し、審査項目ごとの評価点数の合計点数（加点項目を含む。）で競う「総合評価方式」により行う。

(2) 総合評価点は、配点に審査員数を乗じて算出する（700点満点）。

(3) 総合評価点の基準点は6割とし、基準点を超える者で、加点項目の点数を加えた合計点数（703点満点）が最高点数の者を受託者として選定する。

(4) 最高点数が同点で2者以上ある場合は、審査項目4「改修案」の点数の高かった者を受託候補者として選定する。

(5) 参加表明者が1者のときも審査を実施し、本事業の委託先として適当であると認めた場合（基準点以上の場合）は、その者を受託者として選定する。

(6) 審査及び受託候補者の選定は、二ツ池セレクトナ自然体験・環境活動拠点整備事業（設計・施工業務）委託 公募型プロポーザル審査委員会において行い、その結果を踏まえ、大府市指名資格審査委員会において決定する。

(7) 公募型プロポーザル審査委員会の委員は次のとおりとする。

職名	備考
都市整備部 水緑公園課長	委員長
企画政策部 企画広報戦略課長	
企画政策部 財務政策課長	
総務部 デジタル戦略室長	
市民協働部 環境課長	
二ツ池セレクトナ 館長	
市民環境団体 代表	

(8) 審査項目、主な評価の視点及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	主な評価の視点	配点
1 業務の受託実績	・他の行政機関等において同様の業務の受託実績を有しているか	15点
2 業務の実施体制	・本業務を適切かつ円滑に執行できる体制となっているか	10点
3 業務の実施工程	・実現可能な実施工程となっているか	10点
4 改修案	・審査内容は以下のとおり ① 展示構成・テーマの一貫性 ② 展示の柔軟性・更新性	50点

		③ 体験性・参加性 ④ 地域性と環境課題の反映 ⑤ 市民・団体の活用提案 ⑥ 教育的効果（特にこども視点）	
5	その他提案事項	・本業務の目的に沿った独自の提案がされているか	10点
6	参考見積の金額	・提案内容に対して経済性の高い見積金額となっているか ・価格点 = $5 \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$ により算出する。 ※小数点以下四捨五入（採点方法によらない。） ※事前に事務局が採点を行う。 ※見積限度額を超えた提案は受け付けない。	5点
	合計		100点

(9) 加点項目として、以下の社会貢献度に関する事項に該当する場合には、加点する。

審査項目（加点項目）		配点 (有の場合)
1	健康経営優良法人の認定の有無	1点
2	女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証の有無 (あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等)	1点
3	長野県王滝村、木曾町との「水源の森林の保全・育成に関する連携協定」に関する取り組みの有無	1点
	合計	3点

10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和7年9月下旬に電子メールで通知する。
- (2) 受託候補者として選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に限り、企画提案書を採用しなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) 本市は、企画提案書を採用しなかった理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

11 契約の締結

- (1) 最終仕様の調整及び契約の締結
 受託候補者として選定された者は、提案内容をベースに本市と協議を行い、最終仕様を調整した後に、改めて見積書を提出し、所定の手続きを経て本市と契約を締結する。
 ただし、受託候補者との協議が整わない場合及び受託候補者に契約を締結するまでの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後に、次に点数が高かった者を新たな受託候補者として、改めて協議を行うものとし、この場合、本市は受託候補者としての資格を失った者に対して一切の損害賠償責任の責を負わないものとする。
- (2) 留意事項
 企画提案書での案を記載することとしているが、実際の整備内容については、本市

との調整を経て決定していくので、企画提案書で示した内容から変更されていくことが前提であることに留意すること。

12 その他留意事項

- (1) 履行期間は、事情により延長することがある。
- (2) 契約後、契約金額の範囲内で内容を変更することがある。
- (3) その他遵守事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、大府市契約規則、大府市委託契約約款による。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者への返却及び無断利用は行わない。ただし、USBメモリはプレゼンテーション終了後に提案者へ返却する。
- (5) 企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属するものとし、本市は、参加表明者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 本業務に関して本市が提供する資料は、本市の承諾なく公表又は使用しないものとする。
- (7) 情報公開請求があった場合は、公募型プロポーザル方式による受託者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、個人情報保護に関する法律に基づき情報公開及び情報提供するものとする。

13 事務局

本プロポーザルに関する事務局（受付窓口）は次のとおりとする。

●住所

〒474-8701

愛知県大府市中央町五丁目70番地（庁舎4階）

大府市 都市整備部 水緑公園課

●電話

(0562) 45-6236

●電子メール

mizumidori@city.obu.lg.jp

●ウェブサイト

<https://www.city.obu.aichi.jp/>